

## 指定医に関する Q&A

### 【指定医に関する申請について】

#### 【Q1】

申請書様式の「診断または治療に従事した期間及び医療機関名称」欄に経歴を書ききれない場合、どのように記載したら良いですか？

#### 【A1】

診断または治療に従事した期間が 5 年以上あることを確認することが目的ですので、直近 5 年間の従事状況が記載されていれば、それ以前の期間および従事した病院の名称は任意で簡略化していただいて結構です。

#### 【Q2】

「5 年以上診断または治療に従事した経験」とは、指定難病の診断または治療に限られますか？

#### 【A2】

いいえ。指定難病以外も含まれます。

#### 【Q3】

複数の専門医資格を持っている場合、申請書様式にはどのように記載したら良いですか？

#### 【A3】

申請書様式に書ききれない場合は任意様式で結構ですので、「専門医の名称・有効期間・専門医の認定期間」を記載し添付してください。

#### 【Q4】

指定医の申請はどこで行っても良いですか？

#### 【A4】

いいえ。主たる勤務先の医療機関(主として指定難病の診断を行う医療機関)が所在する都道府県・指定都市に申請してください。

#### 【Q5】

主たる勤務先が指定医療機関でなくても指定医の申請はできますか？

#### 【A5】

はい。ただし、特定医療費助成制度の対象となる医療の実施は指定医療機関に限られますので、指定医療機関の申請も行ってください。

**【Q6】**

名古屋市で指定を受けた指定医が、主たる勤務先の医療機関(主として指定難病の診断を行う医療機関)を名古屋市内に変更する場合はどうすれば良いですか？

**【A6】**

主たる勤務先の医療機関(主として指定難病の診断を行う医療機関)が所在する都道府県・指定都市にて新規申請を行ってください。申請方法等は当該都道府県・指定都市にお問い合わせください。また、当該都道府県・指定都市の難病指定医の指定を受けた後、名古屋市へ「難病指定医(協力難病指定医)変更届出書」を提出してください。

**【Q7】**

研修を受けて指定医となった医師が有効期間内に専門医資格を取得した場合、新規申請または変更届提出のどちらを行えば良いですか？

**【A7】**

新規申請を行ってください。指定医番号も変わります。有効期間は新たな指定日から5年間です。

**【臨床調査個人票(診断書)について】**

**【Q8】**

主たる勤務先が指定医療機関の指定を受けていますが、指定医の指定を受けていないと診察・治療等はできませんか？

**【A8】**

いいえ。指定医は臨床調査個人票(診断書)を作成することが可能な医師です。診察・治療等は、指定医でなくても行うことができます。

**【Q9】**

患者の要望があれば専門外の疾病でも臨床調査個人票を作成することは可能ですか？

**【A9】**

はい。指定医はすべての指定難病について臨床調査個人票を作成することが可能です。ただし、専門外の疾病等の記載を求められた場合は、適宜専門の指定医を紹介することが望ましいでしょう。

**【Q10】**

重症度が最も高い時期がそれ以前であっても、過去6か月間での重症度を明記する必要がありますか？

**【A10】**

はい。重症度は過去6か月間で最も悪い状態を明記してください。

【Q11】

更新申請時の臨床調査個人票においても、「鑑別診断」「発症と経過」などの全ての項目に記載が必要ですか？

【A11】

いいえ。新規のみ記載を必要とされている項目への記載は不要です。必要な項目は疾病ごとに異なりますので、厚生労働省ホームページの診断基準等の確認をお願いします。

【Q12】

難病指定医は小児慢性特定疾病の診断書も作成できますか？

【A12】

いいえ。作成するためには、別途、小児慢性特定疾患の指定医の指定を受ける必要があります。